

資 料

【資料1】

学校選択制の総括と今後の方向（2km制限条項解除）について

3頁

【資料2】

住吉区こども教育専門会議（学校教育ワーキング）議事要旨

67頁

【資料3】

教育行政連絡会（小学校）議事要旨

73頁

【資料4】

教育行政連絡会（中学校）議事要旨

75頁

【資料5】

「住吉区民意識調査 ～学校選択制について～」にかかる分析等

77頁

(

「学校選択制の総括と今後の方向について」
区長説明レジュメ

平成27年4月21日(火)
住吉区長 吉田 康人

■資料の確認

■概要

- (1) 議題
- (2) 全体所要時間、スケジュール
- (3) 総括議論の趣旨
- (4) 「2km 制限条項解除」議論の趣旨、プロセス、今日の位置付け

■総括

《導入前》

- (1) 制度の是非については長期的課題との前提
- (2) 今日の議論や保護者アンケート(教育委員会)の位置付け
- (3) 市長方針、学校活性化条例、熟議、教育委員会方針
- (4) 区長へ委ねられたこと
- (5) 区民意識調査とそこで示された住民意思
- (6) 住民説明会、パブリックコメント、区政会議などでの説明責任
- (7) 教育委員会議での議決
- (8) 広報紙、HP、学校案内、PTA、子ども見守り隊などでの説明責任

《導入後》

- (1) 選択結果(26年度入学、27年度入学)とその説明責任
- (2) 遠里小野小学校・我孫子南中学校支援策
- (3) 保護者アンケート(教育委員会)とその住吉区分結果
- (4) 上記住吉区分に対する住吉区長分析【別添】
- (5) 区民意識調査(平成27年再調査。予定)
- (6) 今後の課題(指定外就学、学校適正配置、校舎建替計画、分権型教育行政)
- (7) 今後の方針

《本日の議論》

《委員、校長の意見表明》

《今後の進めかたについての区長表明》

■「2km 制限条項解除」

《住吉区役所案》

- (1) 改正の内容
- (2) 改正の理由
- (3) 改正の考えかた、背景

《本日の議論》

《委員、校長の意見表明》

《今後の進めかたについての区長表明》

以上

『学校選択制の総括』と『2キロメートル制限条項解除』について

区長説明レジュメ

平成27年5月19日(火)

平成27年5月26日(火)

住吉区長 吉田 康人

■資料の確認

■進めかたの概要

- (1) 議題
- (2) 全体所要時間、スケジュール
- (3) 「総括」議論を入れる趣旨
- (4) 「2キロメートル制限条項解除」議論のプロセス、今日の位置付け

■学校選択制の総括

《導入前》

- (1) 制度の是非については長期的課題との前提
- (2) 今日の議論や保護者アンケート(教育委員会)の位置付け
- (3) 市長方針、学校活性化条例、熟議、教育委員会方針
- (4) 区長へ委ねられたこと
- (5) 区民意識調査とそこで示された住民意思
- (6) 住民説明会、パブリックコメント、区政会議などでの説明責任
- (7) 教育委員会議での議決
- (8) 広報紙、HP、学校案内、PTA、子ども見守り隊などでの説明責任

《導入後》

- (1) 選択結果(26年度入学、27年度入学)とその説明責任
- (2) 遠里小野小学校・我孫子南中学校支援策
- (3) 保護者アンケート(教育委員会)とその住吉区分結果
- (4) 上記住吉区分に対する住吉区長分析【別添】
- (5) 平成27年4月21日(火)住吉区こども教育専門会議
- (6) 区民意識調査(平成27年5月再調査予定)
- (7) 今後の課題(指定外就学、学校適正配置、校舎建替計画、分権型教育行政)
- (8) 今後の方針

《本日の議論》

《今後の進めかたについての区長表明》

■2 キロメートル制限条項の解除

《住吉区役所案》

- (1) 改正の内容
- (2) 改正の理由
- (3) 改正の考えかた、背景
- (4) 平成 27 年 4 月 21 日(火)住吉区こども教育専門会議

《本日の議論》

《今後の進めかたについての区長表明》

以上

English

한국어

中文

Français

Español

Portugués

携帯版サイト



サイトの使い方

サイトマップ

読み上げ・ふりがな

お問合せ

文字サイズ

大

中

小

サイト内検索

検索

検索ヘルプ

総合

市民の方へ

事業者の方へ

イベント・観光

市政

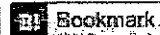
組織一覧

[大阪市総合トップ](#)[大阪市民の方へ](#)[子育て・教育・子ども青少年活動](#)[教育](#)[教育のお知らせ](#)[「就学制度の改善について」をとりまとめました](#)

「就学制度の改善について」をとりまとめました

[2012年11月15日]

SNSリンクは別ウィンドウで開きます

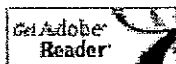


大阪市教育局では、4月から9月にかけて熟議を計13回開催し、学校選択制と指定外就学を含む就学制度全般について議論を行ってまいりました。

10月初旬に熟議の報告書を受領し、それを踏まえて、教育委員会といたしまして、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、子どもや保護者の意向に応え、各区の実情に即した本市小中学校の就学制度の改善を図る必要があるとの結論に達し、学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を、10月19日の教育委員会会議で決定いたしました。

今後、各区において区長が保護者を中心とした区民や校長の意見及び区の実情を踏まえ、区の方針案を策定することとしております。区長が策定した方針案については、区ごとに教育委員会会議に案件として諮り、議決を得て決定してまいります。

就学制度の改善については、次の資料をご覧ください

[就学制度の改善について \(pdf, 89.54KB\)](#)

PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無償)してください。

このページについてご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか

役に立った どちらとも言えない 役に立たなかった

このページの内容は分かりやすかったですか

分かりやすかった どちらとも言えない 分かりにくかった

このページは見つけやすかったですか

見つけやすかった どちらとも言えない 見つけにくかった

送信

このページの作成者・問合せ先

教育委員会事務局 総務部 学事課

電話: 06-6208-9114 ファックス: 06-6202-7052

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所3階)

[メール送信フォーム](#)

「就学制度の改善について」をとりまとめましたへの別ルート

[大阪市市政](#) [市の主要計画、指針・施策](#) [教育](#)

[大阪市市民の方へ](#) [子育て・教育・子ども青少年活動](#) [教育](#) [市立小中学校、特別支援教育](#)
[小中学校](#)

[\[ページの先頭へ戻る\]](#)

サイトの使い方	サイトの考え方	個人情報の取り扱い	著作権・免責	地図	ホームページ管理者	市やホームページへのご意見
-------------------------	-------------------------	---------------------------	------------------------	--------------------	---------------------------	-------------------------------

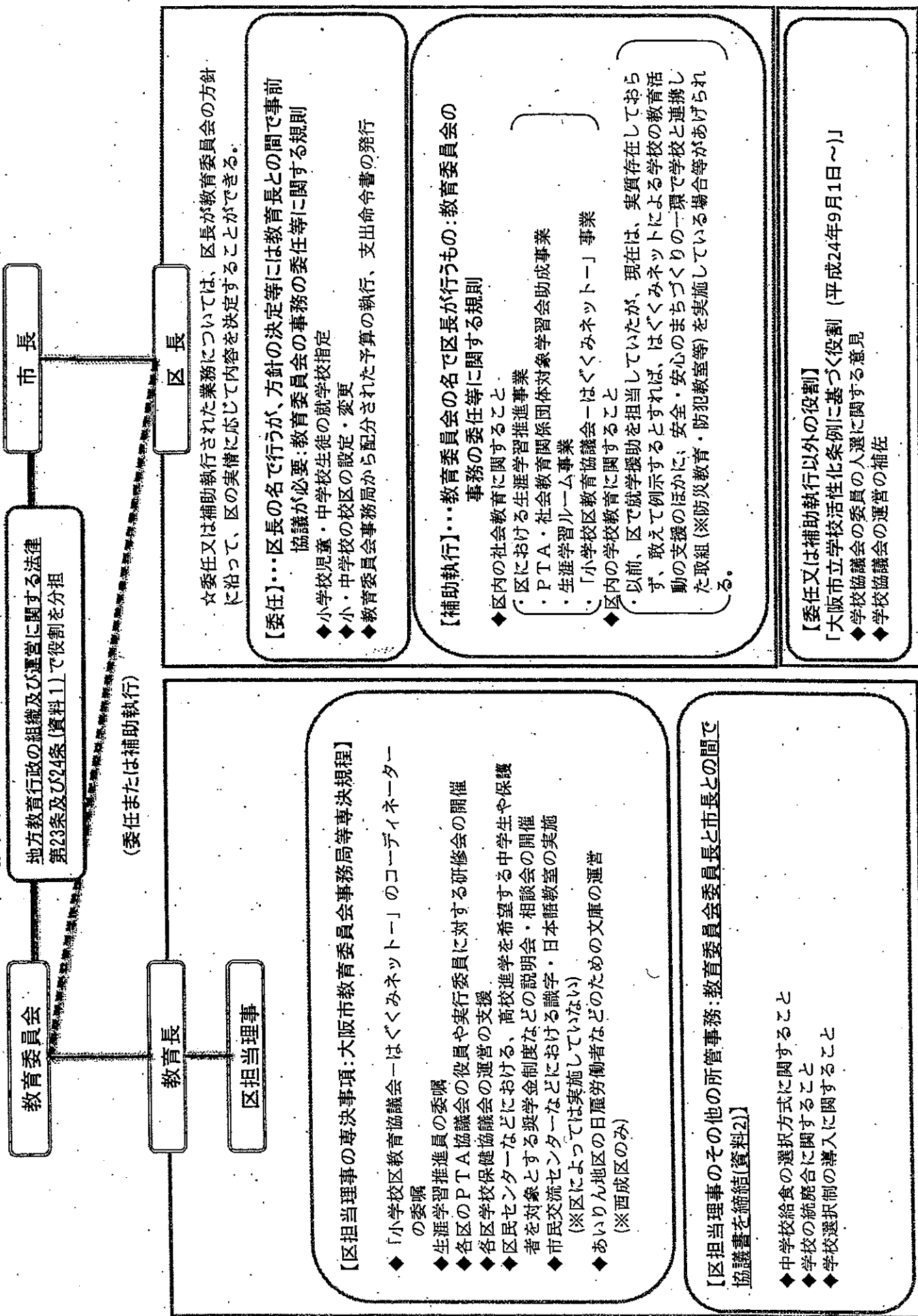
大阪市役所(本庁) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話: 06-6208-8181(代表) [地図・庁舎案内](#)

開庁時間: 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

◇ 教育行政における区長の役割(H24.11.1現在)



[本文へ](#)
[大阪市ホームページへ](#)
[やさしい日本語](#)
[English](#)
[中国語](#)
[中文](#)

[サイトマップ](#)
[お問合せ](#)

住吉区

Sumiyoshi Ward

[所在地・開庁時間・アクセスなど](#)
[住吉区のプロフィール](#)

[サイト内検索](#)
[検索ヘルプ](#)

[文字サイズ 標準 拡大](#)
[背景色 標準 青 黄 黒](#)
[よくあげ ぶりかな](#)

[大阪府総合コールセンター 06-4301-7285](#)

[トップページ](#)
[暮らし・手続き](#)
[イベント・講座](#)
[区内の施設](#)
[最新のお知らせ](#)
[重要なお知らせ](#)
[区役所各課からの お知らせ](#)

[大阪市総合トップ](#)
[組織一覧](#)
[住吉区](#)
[区役所各課からののお知らせ](#)
[教育文化課からののお知らせ](#)
[教育](#)

住吉区の就学制度の改善の方針を決定しました

住吉区の就学制度の改善の方針を決定しました

[2013年5月1日]

SNSリンクは別ウィンドウで開きます

[Facebook](#)
[Twitter](#)
[Bookmark](#)

就学制度の改善について

住吉区では、住吉区の将来ビジョンとして掲げる「区民の自己決定に基づくまちづくり」に照らし、自分の通学する学校を自分で選択することが非常に重要であるとの認識のもと、平成26年度からの実施に向けて学校選択制を中心とする就学制度の改善について検討を進めてきました。

平成25年3月に行った区民の皆さんとの意見交換やパブリックコメント等を踏まえ、「住吉区就学制度の改善の方針」(案)として取りまとめ、3月26日に教育委員会の承認を得て、住吉区の方針として決定されましたのでお知らせします。

なお、大阪市では「就学制度の改善について」をとりまとめ、各区において区長が保護者を中心とした区民や校長の意見及び区の実情を踏まえ、区の方針案を策定することとしており、区長が策定した方針案については、区ごとに教育委員会会議に案件として諮り、議決を得て決定していくこととなっています。

※「就学制度の改善について」は「[就学制度の改善について](#)」をとりまとめましたからご覧ください。

「住吉区就学制度の改善の方針」はこちら

就学制度の改善の方針

 [就学制度の改善の方針 \(doc, 51.50KB\)](#)

 [就学制度の改善の方針 \(pdf, 235.40KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無償)してください。

住吉区の現状(平成24年5月1日現在)

 [別紙1\(住吉区の現状\) \(xls, 30.00KB\)](#)

 [別紙1\(住吉区の現状\) \(pdf, 59.53KB\)](#)

 [別紙2\(通学区域\) \(xls, 324.00KB\)](#)

 [別紙2\(通学区域\) \(pdf, 206.94KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無償)してください。

保護者、区民の意見聴取等

 [別紙3\(説明会等の開催状況\) \(xls, 31.50KB\)](#)

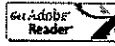
 [別紙3\(説明会等の開催状況\) \(pdf, 77.46KB\)](#)

 [別紙4\(素案の各項目ごとの意見等\) \(doc, 43.50KB\)](#)

 [別紙4\(素案の各項目ごとの意見等\) \(pdf, 160.90KB\)](#)

 [別紙5\(インターネットによる区民意識調査\) \(doc, 71.00KB\)](#)

 [別紙5\(インターネットによる区民意識調査\) \(pdf, 338.72KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)](#)してください。

※参考 【「住吉区就学制度の改善の方針(素案)」について、ご意見を募集します!】は[こちら](#)からご覧ください。

このページについてご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか

☐役に立った ☐どちらとも言えない ☐役に立たなかった

このページの内容は分かりやすかったですか

☐分かりやすかった ☐どちらとも言えない ☐分かりにくかった

このページは見つけやすかったですか

☐見つけやすかった ☐どちらとも言えない ☐見つけにくかった

送信

このページの作成者・問合せ先

大阪市住吉区役所 教育文化課

住所: 〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号(住吉区役所3階)

電話: 06-6694-9989 ファックス: 06-6692-5535

[メール送信フォーム](#)

住吉区の就学制度の改善の方針を決定しましたへの別ルート

[大阪市総合トップ](#) [組織一覧](#) [住吉区](#) [目的からさがす](#) [幼稚園や学校など教育のこと](#)

[大阪市総合トップ](#) [組織一覧](#) [住吉区](#) [くらし・手続き](#) [子育て・教育](#)

[↑ ページの先頭へ戻る](#)

[サイトの使い方](#) [サイトの考え方](#) [個人情報保護の取り組み](#) [著作権・免責](#) [地図](#) [住吉区ホームページ管理課](#) [市やホームページへのご意見](#)

大阪市住吉区役所 〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

電話:06-6694-9986 ファックス:06-6692-5535

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

住吉区就学制度の改善の方針

本市では、市長公約を踏まえ学校選択制の導入や指定外基準の拡大について検討を進めてきました。また市会においても、これらについて必要な事項を規則で定めるとする学校活性化条例を可決し、公布・施行しています。

こういった状況のもと、教育委員会は、教育の専門家や保護者の代表からなる「熟議」を実施し、「教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図る」ため、あるべき「学校選択制」及び「指定外就学の基準」について議論を積み重ね、昨年10月に「就学制度の改善」として取りまとめたところです。

住吉区としては、こういった本市の動きを見据えながら、当区が区のビジョンとして掲げる「区民の自己決定に基づくまちづくり」に照らし、自分の通学する学校を自分で選択することが非常に重要である、との認識のもと、平成26年度から学校選択制を中心とする就学制度の改善を実施したいと考えております。

今回こういった考えに基づき、住吉区就学制度の改善の方針をまとめました。

記

1 住吉区の現状(平成24年5月1日現在)

(1) 大阪市立小学校

校数:14校 児童数:7,036名(内特別支援学級:253名)

別紙1参照

(2) 大阪市立中学校

校数:8校 生徒数:3,620名(内特別支援学級:80名)

別紙1参照

(3) 通学区域

別紙2参照

2 保護者、区民の意見聴取等

①地域主催、区役所主催の説明会、各種会議での説明 別紙3参照

②パブリックコメントの実施 別紙4参照

③インターネットによる区民意識調査の実施 別紙5参照

3 就学制度改善の手法

「学校選択制」と「指定外就学の基準」(全市共通基準)を実施する。

4 学校選択制の実施内容

(1) 類型

小・中学校共に「自由選択制」を実施する。ただし、小学校については、小学生の脚力等体力面への配慮と通学の安全を確保するため、自宅からの通学距離がおおむね2km以内の小学校を選択範囲とする。

(2) 基本内容

① 選択の機会・対象者

- ・選択の機会は、小中学校に入学する際の1回のみ。
- ・対象者は、翌年度、小中学校に入学予定の区内在住者。
- ・入学後、進級時等で、学校を選択することはできない。

- ・転入者は、選択範囲の学校の中から、受け入れに余裕のある学校を選択できる。ただし、通学区域内の児童生徒だけで教室不足になる可能性があり、受け入れができない学校や希望調査の結果、抽選を実施した学校・学年は選択できない。

② 選択できる範囲

- ・当面、住吉区内での学校選択とする。
- ・通学区域は残し、通学区域内に居住する児童生徒は、必ず通学区域の学校に就学できる。

③ 各学校の受け入れ

- ・学校施設（教室数）の収容面で通学区域外からの児童生徒の受け入れが可能な学校を対象に受け入れを実施する。
- ・学校選択による生徒数の増加を理由とした校舎の増築等の対応は、原則として行わない。
- ・なお、住宅事情等により通学区域内に居住する児童生徒だけで教室不足となる可能性が高い学校については受け入れ制限を行うことがある。
- ・収容対策上、通学区域外から受け入れできない学校については、毎年度、各学校の受け入れ人数、学級数とあわせて公表する。
- ・年度途中で学級数が増えないように、年度途中の転入者や指定外就学の人数を受け入れることを考慮する。なお、年度途中の転入者の算定については、各学校の過去の実績を精査し、必要な人数にとどめる。
- ・受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に1学級分の増加を上限とする。

④ 学校選択の希望調査

- ・毎年秋頃、翌年度入学予定者全員に、「学校案内」、学校希望調査票を送付する。
- ・学校選択の希望調査票は、定められた期間内に、通学区域内の学校を希望する場合も含めて全員、提出する。
- ・複数校希望の具体的内容（例：第2または第3希望までにするのか。通学区域内の学校が第2希望以下になる場合の表記等）については、今後制度設計の際に検討する。
- ・希望調査の結果は、ホームページ等で公表する。
- ・1～2週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をホームページで公表する。

⑤ 抽選

選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は、必ず就学できることとし、通学区域以外からの希望者を対象として、公開抽選により、入学者を決定する。具体的な内容は今後、制度設計の際に検討する。

⑥ 選択における優先

通学区域内に居住する場合は必ず優先扱いする。「きょうだい関係」などその他の事項については、今後、制度設計の際に検討する。

⑦ 通学

小中学校ともに原則徒歩で、自転車の利用は禁止する。

(3) 学校選択制のための情報提供

- ・子どもや保護者に制度の内容や手続きについて、丁寧な周知を図り、制度内容を理解してもらえるように、教育委員会と連携して取り組む。
- ・各学校の教育目標や教育活動の内容を紹介した「学校案内」の冊子の作成・配布、学校公開・学校説明会の開催、学校のホームページの充実等の情報提供を行う。
- ・保護者が子どもの教育のために、より良い学校選択を行うことができ、かつ入学後に学校の教育活動への参加を促すような情報提供を行う。
- ・風評や偏見で特定の学校を避けるような行為がないよう、また適正な就学が確保されるよう、保護者への啓発・周知に努めるとともに、教育委員会と連携して必要な対応を図る。

(4) 制度の公正・公平な運用の確保

- ・住吉区においても、現在適正就学の取り組みを行っており、学校選択制実施後も生活実態のない住所地に住民登録を行い、その通学区域の学校に入学するという不適正な就学が行われる可能性があることから、今後も引き続き取り組みを行っていく。
- ・住吉区では、これまでより様々な人権課題について、正しい理解と認識を持って行動していただけるよう、啓発等の取り組みを行っており、今後も引き続き取り組む。

5 指定外就学の基準の内容

(1) 全市共通基準を実施する。

- ・一定期間以内に住宅の新築や購入により転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の学校への就学を希望するとき。
- ・住宅建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ることが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。
- ・学年途中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。また、転居が小学校4年の最終学期終業式以降又は中学校1年の最終学期終業式以降である場合、卒業までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。
- ・小学校の児童で、保護者の就労等により留守家庭児童となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務地の通学区域の小学校、又は、保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学を希望するとき。
- ・市外の児童生徒が大阪市立の小学校又は中学校の院内学級等に入級するとき。
- ・通学区域外で本市が指定する小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき。
- ・いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒及びその保護者が転校を希望するとき。
- ・長期の通院加療等、心身的及び家庭的な事情により特に教育的配慮を要するとき。
- ・兄や姉が、学年途中の転居や保護者の就労による留守家庭児童の場合等で、指定外就学により通学区域外の学校に就学が許可された場合で、弟妹がきょうだい関係を理由に、その学校を希望したとき。
- ・学年途中の転居で従前の学校に引き続き卒業まで通った場合等の理由で、指定外就学により、進学中学校が異なる小学校に就学した場合で、児童、保護者が、友人関係への配慮等により、その小学校の進学中学校への就学を希望したとき。
- ・通学の安全については、通学区域の学校への児童生徒の通学の安全確保に著しい支障が生じると認められ、特に配慮する必要があるとき。
- ・その他、特に教育的配慮を要すると認められるとき。

なお、全市共通基準については、指定外就学を認める必然性が高いことから、基準に該当する場合は、必ずその学校への就学を認める。

(2) 対象者は、小中学校に入学予定の区内在住者並びに在校生及び転入者。

(3) 基本的に、毎年度、更新手続きを必要とする。

6 障がいのある児童生徒等の就学について

(1) 基本的な考え方

- ・障がいのある児童生徒の就学については、早い時期から個別の就学相談を通じ、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、それを踏まえ、丁寧な対応を行う。
- ・長期の通院加療やいじめ等、心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒についても、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況等や本人及び保護者の意向を踏まえ、丁寧に対応する

(2) 特別支援学級に在籍する児童生徒の就学

① 学校選択制による選択について

- ・学校選択制においても、障がいのある児童生徒を優先することが大切であり、学校選択制を実施する場合は、就学相談等の現行のスケジュールを早めて、子どもや保護者の意向を聴いて、それを踏まえ、丁寧な対応を行う。

② 指定外就学について

- ・通学区域以外の学校に就学を希望する場合は、現在の指定外就学の運用を弾力化することで対応する。

7 実施時期 平成26年4月から

8 検証 就学制度実施後、適宜実施結果を検証し、必要な見直しを行う。

9 その他 住吉区では就学制度の改善に併せて、連合町会と校区の区域不一致や適正配置などの課題の解決も図っていくものとする。

就学制度の改善にかかる説明会等の開催状況

○ 地域主催の説明会

	主 催	年月日	場 所	人数	備 考
1	山之内小学校PTA	平成24年12月3日	山之内小学校	32人	
2	依羅小学校PTA	12月7日	依羅小学校	61	
3	住吉連合振興町会	12月11日	万領会館	40	
4	東粉浜小学校PTA	平成25年1月9日	東粉浜小学校	30	
5	南住吉小学校PTA	2月5日	南住吉小学校	37	
6	遠里小野連合振興町会	3月17日	遠里小野小学校	120	

○ 区役所主催の説明会

	対 象	年月日	場 所	人数	備 考
1	区 民	平成24年4月22日	住吉区民センター	250人	
2	区PTA役員	平成24年10月5日 平成25年1月15日	大和川中学校 住吉区役所	区Pから各学校Pに説明依頼	
3	幼稚園児保護者	1月21日	住吉区民センター	150	
4	保育園児保護者	1月26日	住吉区民センター	100	
5	区 民	1月29日	住吉区民センター	10	
6	区 民	1月31日	住吉区民センター	40	

○ 各種会議

	会議名	年月日	場所	備 考
1	第1回区政会議	平成24年7月26日	住吉区役所	区民フォーラムの結果報告
2	第2回区政会議	10月4日	同 上	教育委員会の報告書
3	第3回区政会議	12月25日	同 上	説明会の開催説明
4	連合振興町会長会議	平成25年2月21日	同 上	説明会の開催説明
5	第4回区政会議	3月19日	同 上	区方針案の説明

「住吉区就学制度の改善の方針（素案）」に対する
パブリック・コメント実施結果について

1 募集期間

平成 25 年 2 月 8 日～平成 25 年 3 月 6 日まで

2 募集方法

Eメール、FAX、持参・送付

3 実施結果の公表場所

住吉区役所（1 階区民情報コーナー、1 階 14 番窓口）、
大阪市ホームページ、住吉区ホームページ

4 集計結果

受付数 37 件（意見総数 123 件）

（内訳）

【受付方法別】

持参	送付	ファックス	電子メール
7 件	3 件	6 件	21 件

【男女別】

男	女	不明
9 人	17 人	11 人

【年齢別】

19 歳以下	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代
0 人	0 人	7 人	9 人	3 人
60 歳代	70 歳代	80 歳以上	不明	
3 人	1 人	1 人	13 人	

パブリックコメントでの主な意見

全体に関すること

- 学校制度の改善は必要である。
- 自ら選んで通えることができるようになり、自分の地域に関心をもつ親が増えるので活性化につながる。
- 親と子どもが一体となって選ぶから、今までとは違う責任感が持てる。
- 選択肢を広げる意味で良い制度だとは思う。
- 学校選択制を導入するメリットがよくわからない、より明確にしてほしい。
(10 件)
- だめだったらやり直すというような問題ではないので、熟慮を尽くして取り組んでほしい。早急な結論は反対。(5 件)
- 選択制度をやめている自治体についてどのように考えているか。(4 件)
- 学校間に成績の格差が生じる。(2 件)
- 越境入学は部落差別をはじめとする差別につながるのとことで啓発をしてきたはずなのに、今回の学校選択制導入は公然と認めることと同じです。(2 件)
- 人数の集まらない学校は廃校にするのか。(2 件)

その他 3 件

1 住吉区の現状について

- (3) 通学区域：現状の校区にも改善しなければならない課題がある。(3 件)

3 学校選択制について

- (1) 類型：目的からすれば制限を設けるのはよくない。(小学校の選択範囲を2km以内にしたことに対して)
- (2) 基本内容
 - ① 選択の機会・対象者：
 - ・学校選択制は、特別な事情のある児童や、校区の境目に住む児童だけを対象にすべきである。
 - ・入学時のみとすると修正できない。(2 件)
 - ② 選択の範囲：他区の学校が選べるようにしてほしい。
 - ③ 各学校の受け入れ：1クラスの増加では少ない。(4 件)
 - ⑤ 抽選：
 - ・抽選ではなく選択した学校に必ず行ける制度にすべきである。
 - ・抽選にもれた子どもに対するフォローはどう考えるのか。(4 件)
 - ・その他 (2 件)

⑦ 通学：通学の安全確保はどうするのか。(9 件)

・中学生は自転車通学可能にすべきではないか。(2 件)

(3) 学校選択制のための情報提供:

・提供される内容については保護者の意見を取り入れてほしい。(6 件)

・風評・偏見被害がないよう努める、具体策を提示してほしい。(7 件)

(4) 指定外就学の基準

・指定外就学の基準については何か事情がある方々のための措置として評価します。(5 件)

7 検証

・保護者、子ども、教員にアンケートを定期的に行い、その結果を公表し、制度を継続するかどうか、住民・区役所・教職員で見直す必要があると思う。

その他

・今やることは各学校の充実であって学区制の改悪ではない。学校選択制ではなく学校をよくする方向にお金をかけてほしい。(10 件)

・学校選択制の導入は地域のつながりを薄れさす。子どもの安全、地域コミュニティ、防災の面から学校選択制は難しい。(13 件)

・十分な情報開示が全くされていない。(5 件)

・アンケートで区民の意見をとるべきではなかったのか。(5 件)

・その他 (9 件)

以上

